

1.7 質保証・向上取組海外実態調査

■ 目的

美容教育のような職業教育の質を保証・向上させる国際的な取組実態を明らかにして、教育プログラムの開発に役立てることが本調査の目的である。本年度事業では、

- (1) ユネスコなどの国際機関、アセアンなど地域レベルの諸機関、諸外国における職業教育の質保証に向けた取組み実態・状況、とりわけアジアにおける状況を明らかにすること。
- (2) 経済発展が著しく、我が国との交流が飛躍的に伸びる可能性のある ASEAN 諸国の美容教育調査の皮切りとして、タイの美容業界の一端(美容産業と美容教育との関係等)を明らかにすること。

を主目的として実態調査を行った。

■ 対象

- (1) 職業教育の質保証に関わる国際的機関
- (2) タイにおける職業教育・資格監督機関、日本政府の機関、日系美容室を対象として調査を実施した。

■ 方法

まず、先行研究や資料の検討を行い、タイにおいて 2013 年 10 月 30 日(水)～11 月 3 日(日)の期間、関係機関を訪問し、資料収集及びヒアリングを行った。タイはユネスコなど国際機関が集中しており、また東南アジアの1つの事例国として選んだ。タイにおけるインタビューは、労働省スキル開発局スキル基準設定課長、ユネスコ・バンコク事務所 TVET 担当課長及び APEID(アジア太平洋地域開発計画)課長、アジア開発銀行主催のメコン地域会議出席者、JETRO バンコク事務所日本人アドバイザー、及び日本人経営美容室(バンブー)を対象に行った。

1.7.1 職業教育に関する質保証に対するユネスコ等国際機関の取組

まず、ユネスコが策定した「アジア太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する地域条約」はアジア・太平洋地域をカバーする枠組みである。「高等教育」には大学教育及び職業教育の両方が含まれ、学業、卒業証書、学位の相互認定を謳っている。

本事業の趣旨に関係する箇所を抜き出してみると、次のようになる。2012 年に改正される前の当初の条約においては、前文で、「学生や専門家がより自由に移動できるようにする」ことを目指し、「達成能力水準の評価を社会的、国際的移動促進の観点から行いうるような学業認定の手法を講ずる必要」があるとしている。また、「教員、学生、研究従事者及び職業従事者

がより移動可能なよう」という表現もある。第1章の定義の箇所では、「職業の実践を目的とする外国の課程修了証書、卒業証書又は学位の認定は、その保有者が当該職業の実践に必要な技術的訓練を受けていることを認定することを意味する」とし、各国に対しては、「履修単位、授業課目、課程修了証書、卒業証書及び学位並びに高等教育への入学・進学条件を比較可能ならしめる制度の適用を容易にするため、可能な限り、同様の用語及び評価基準をつくり、採用すること」、「課程修了証書、卒業証書、学位及び他の関連する個人の資格により証明される修得知識に留意しつつ、上級の学業段階への入学・進学に関し、弾力的な方途を採用すること」、「到達した教育水準及び履修した課程の内容に基づき、部分的学業の評価に対する柔軟な基準を採用すること」を要請している。

ただ、日本政府は職業資格認定に関する箇所に反対し批准をしてこなかったため、当該箇所の削除などの修正を行う会議が2012年日本で行われた。その結果、現在日本は批准に向け作業中である。その他の修正内容としては、(a)実質的な相違が見られない限り、他の締約国において授与された学位等の高等教育資格を認定するとともに、高等教育機関における入学申請や修業年限の認定時においても、相当する学修を適切に認定すること、(b)各締約国において「国内情報センター」を設立し、各国の国内情報センターによる「アジア太平洋ネットワーク」を設立すること、(c)資格相互認定の前提として、締約国が高等教育制度およびその質保証制度に関する情報を相互に提供すること、(d)ユネスコのディプロマ・サプリメント及び(又は)これに類する文書を活用すること、である。

次に、世界をカバーする枠組みとしては、ユネスコ、OECD が中心となって策定された「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」が挙げられる。本ガイドラインは、政府、高等教育機関及び教員を含む教育提供者、学生団体、質保証・適格認定機関、学位・学修認証機関、職能団体の6者に対する指針を示している。同ガイドラインのうち、本事業の趣旨に係る箇所としては以下のとおりである。⁵³

高等教育機関・提供者のためのガイドラインとしては、「海外で提供する教育プログラムと国内で提供するそれとが、同等の質を持つものであることを保証するとともに、受入国における文化意識、言語意識にも配慮し、「質の高い教育、研究は、質の高い教員と、自由に重要な真理の追究を行える教育研究環境によって初めて可能となることを認識」すること、また、「教員、職員、大学生、大学院生など関係者の能力を最大限活用し、自国でも海外でも同水準の学位等を提供することに最大限の責任を負う ために内部の質管理制度を構築、維持又は再検証」すること、そして、「グッド・プラクティスを共有」し、お互いの学位等を同等又は互換可能と承認することで認証するプロセスを促進」すること、なおかつ、「質に関する内部、外部の評価や提供する学位等の認証に関する基準、手続きについて、正確で信頼できる情報を入手しやすい形で提供」し、「学生が習得すべき知識、知性、スキルの説明も付記して、提供するプログラムや学位等に関する詳細な説明も提供」すること、を示している。

⁵³ ユネスコ/OECD『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン』より

学位・学修認証機関のためのガイドラインとしては、学位等の認証に関するユネスコ地域条約は、「学生や専門職業人材」を対象とし、「情報及びグッド・プラクティスの交換、知識の伝播、国際的な展開と課題に関する理解の増進、機関職員の専門性の向上のための基盤となるような地域ネットワークや国際ネットワークを創設・維持」すること、「学位等が基本的な水準の質を有しているかを判断するプロセスを円滑化」すること、「学位等の認証方法と職業資格の認証方法との関連性を向上」させること、「労働市場における学位等の職業資格としての認証についても目を向け、海外の学位等の保有者と雇用者の双方に対して、職業資格としての認証に関する必要な情報を提供」し、「職能団体との 協力・調整」を行うこと、が示されている。

職能団体のためのガイドラインとしては、「情報の入手しやすさや質の向上など、透明性の向上」を促し、「入手しやすい形で情報を提供する方法を確立」し、「学位・学修認証機関だけでなく、職能団体、高等教育機関・提供者、質保証・適格認定機関間の関係を構築・維持し、職業資格の認証方法を向上」させること、「教育プログラムや学位等の比較のための評価の基準や手続きを確立し、実施」し、「文化面から見て適切な学習成果と能力にも配慮した基準・手続き」とすること、としている。

他方で、ユネスコは、TVET に関しドイツ・ハンブルグに UNEVOC 国際センターを設置しており、2010-2015 年 TVET 戦略を策定している。TVET 国際会議を定期的に主催してきており、2012 年には第 3 回 TVET 国際会議が上海で開催された。会議で採択された「上海コンセンサス」と呼ばれる提言では、資格の適用と学習者のキャリアパスの開発、ASEM(アジア欧州会議)加盟国間の労働流動性、職業教育の質の確保、柔軟なキャリアパスと透明で的確な結果をベースにした資格システムを通じた個人学習の蓄積と認定が謳われている。生涯学習戦略の一部として TVET を普通教育に関連付け、職業教育・資格を高等教育資格にリンクさせる制度の構築を目指している。現在は、地域間のつながりを世界的な枠組み設定へと発展させ、また、普通教育と職業教育に共通の質保証と学習成果のガイドライン作りに向け現在国際タスクフォースが作業中であり、ユネスコ事務局長に提案することになっている。

1.7.2 職業教育の質保証に関する国際的な動向

経済のグローバル化、若年失業者増加、高等教育の内容と雇用に必要な能力・スキルのギャップなどに対応するため、先進国を中心に大学教育と職業教育に共通する資格枠組み（qualifications framework）の構築が活発に進められており、ヨーロッパ資格枠組み（EQF: European Qualifications Framework）、オーストラリア資格枠組み（AQF: Australian Qualifications Framework）などが代表的なものである。これらの資格枠組みは、多様な職業分野において必要とされる能力を明確化し、学位など学校教育に基づく資格との比較ができるように設定されている。

オーストラリアの AQF は、資格枠組み設定で国際的に先導となる取り組みである。1995 年から高等教育セクター、職業教育・職業訓練セクター、学校教育セクターの 3 セクターにまたがる全国共通の学位・資格枠組みとして 1995 年に運用が始まり、2000 年から全国展開されている。15 の学士・資格に関しそれぞれの名前と標準となる学習成果が設定されている。学位・資格を全国的に標準化し、セクター間における職業と教育のリンクを明確化する役割を持つ⁵⁴。

オーストラリアの職業訓練教育に対する質保証システムは、AQF の他、オーストラリア職業訓練教育質保証枠組み（AQTF: Australian Qualifications and Training Framework）、訓練パッケージの 3 本柱から構成されている。職業教育機関は AQTF からアクレディテーションを受けて職業教育訓練機関として登録されて初めて、学士や資格を提供することができる。登録された職業教育訓練機関は、約 80 分野の職業における必要な知識や技能が明記されている訓練パッケージに従う必要がある。日本の専門学校に相当するオーストラリアの技術継続教育機関（TAFE）は、この訓練パッケージに基づき教育課程を編成するが、目標とされる知識や技能をどう達成するかは各機関に任されている⁵⁵。

ヨーロッパでは、ボローニャ・プロセスという高等教育の改革とコペンハーゲン・プロセスという職業教育の改革が、ヨーロッパのほとんどの国が参加して進められている。これは、生涯学習の観点からの学術資格と職業資格の共通枠組み構築という意義を持つ。また、この 2 つの改革とリンクさせ、ヨーロッパ全体で利用されうる資格枠組みが策定されている。この資格枠組みは、各国にある多様な学位や資格を相互に参照できるものとし、また、学校修了資格と職業資格も相互に比較できるようにすることを目的としている。

ボローニャ・プロセスとは、1999 年より進められてきた大規模で超国家的な高等教育改革である。ロシアを含む 47 の参加国を得て、「欧州高等教育圏（EHEA）」の構築に向け、各国多様な高等教育制度（学位サイクル、学修期間、成績、単位）の収斂化が 2010 年を 1 つの区切りとして行われてきており、現在も進行中の「プロセス」である。同プロセスの主眼は、質保証制

⁵⁴ 杉本和弘 (2010)「豪州の学位・資格枠組みと TAFE の職業教育から」、日本高等教育学会発表要旨 (関西国際大学) (2010 年 5 月)

⁵⁵ 杉本、2010

度の下、学生流動性と学位取得率を高め、結果として EHEA 学生の「雇用可能性 (employability)」を上げることにある。共通の学位(学士、修士、博士)や資格制度、ECTS というヨーロッパ単位・蓄積制度 (European Credit and Accumulation System) という単位互換の制度の下、参加国の大学間で学生が自由に移動できることを目標としている。

一方、コペンハーゲン・プロセスとは、2002 年に EU (European Union: 欧州連合) 加盟国、ヨーロッパの職業教育担当大臣、欧州委員会 (EC: European Commission) による会議で採択された「職業教育におけるコペンハーゲン宣言」に基づく取組みである。このプロセスには 32 か国が参加し、ボローニャ・プロセスが高等教育で目指す目標を職業教育分野で達成することを目的としている。2005 年には、個人の資格や能力を可視化するための「ユーロパス」が開発されている。加えて、ボローニャ・プロセスの ECTS に対応する ECVET (European Credit System for Vocational Education and Training: 欧州職業教育単位制度) が 2008 年に開発されており、1 年間のフルタイムの職業教育での学習成果を 60 単位とし、協定機関の間で資格取得に必要な単位を互換するものである。

ボローニャ・プロセスとコペンハーゲン・プロセスをリンクさせているのが、2008 年 EU が策定した EQF (European Qualifications Framework for Lifelong Learning: 生涯学習のためのヨーロッパ資格枠組み) である。これは、ヨーロッパ各国の各資格がどのレベルにあり、当該資格保有者がどのような知識を有しているかを比較可能とするための枠組みである。知識、技能、能力を 3 種に分類し、達成難易度をレベル 1 からレベル 8 までの 8 段階で設定している。現在、ヨーロッパの参加各国は EQF に対応する各国ごとの全国資格枠組み (NQF: National Qualifications Framework) を策定している。

ドイツでは、EQF に対応した全国的枠組みとして DQF (ドイツ資格枠組み) を 2011 年に策定した。各国で EQF に対応した NQF の構築の普及が進んでいけば、EQF を基準として各国で異なる制度を翻訳することができるようになる。例えば、ドイツの資格枠組みでレベル 3 である資格が EQF でレベル 4 に相当し、他の国の資格枠組みでレベル 5 である資格が EQF でレベル 4 に相当するとすれば、ドイツの当該資格と他国の当該資格は同等のものと見なされる、ということになる。これにより、学生は、異なる国の間で、かつ、高等教育と職業教育の間で、自由に生涯学習を行うことができるという恩恵を受ける⁵⁶。

資格枠組みの統合に従い、今後、単位互換制度である ECTS と ECVET の統合も目標とされている。また、インプットとアウトプットに重点を置いて学習の到達点を理解するという従来の考え方から、実際にどのような知識、スキル、能力を獲得したのかという学習成果 (ラーニング・アウトカム) を重視する方向に転換が図られている。更に、2004 年ヨーロッパ 32 か国の教育関係大臣が集まった会議で「マーストリヒト・コミュニケ」が採択され、フォーマル教育、ノンフォーマル教育 (フォーマルではないが体系的なもの)、インフォーマル教育 (フォーマルでもなく

⁵⁶木戸裕 (2013a) 「ドイツの看護教育をめぐる近年の動向」、『看護教育』54(4)

木戸裕 (2013b) 「ボローニャ・プロセスとコペンハーゲン・プロセス—ドイツの事例を中心に—」、第 49 回日本比較教育学会発表資料 (2013 年 7 月 6 日)

体系的でもないもの)の中で得られた知識、スキル、能力をEQFに従い明確化し、比較可能なものにしようという提案が行われている⁵⁷。

アジア・太平洋地域では、アジア・太平洋地域質保証ネットワーク(Asia and Pacific Quality Network: APQN)は2003年香港で作られており、2004年にオーストラリア・ビクトリア州政府に登録された民間のNPO組織である。本部はメルボルンにあり、現在の事務局は台湾にある。ユネスコ・OECD:「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」を補完するものとして、APQNはユネスコと共同で「ユネスコ・APQN ツールキット:国境を越えた教育の質の規制(Toolkit: Regulating the Quality of Cross-Border Education)」を2006年公表している。ツールキット発表直後に開催されたアジア・太平洋地域教育大臣会合で採択された「ブリスベン・コミュニケ」では、質保証を伴った学生の移動の重要性が指摘され、同地域における資格やスキルの認証制度の構築、ボローニャ・プロセスやコペンハーゲン・プロセスをモデルとするアジア・太平洋地域での枠組み策定が提言された。なお、2008年にはアセアン質保証ネットワーク(ASEAN Quality Assurance Network: AQAN)が合意されている。

一方では、「アセアン地域資格枠組み」(ASEAN Regional Qualifications Framework: ARQF)が、現在オーストラリアとニュージーランドの主導により策定されつつある。これは、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area: AANZFTA)との絡みで、ASEAN Australia Programの一部として2000年に始まったもので、National Qualifications Frameworkの共通化、調和化を目標とする。2015年アセアン経済共同体構築に向けた動きでもある。学習者と労働者の流動性確保を主な目的とし、工学、建築、測量、看護、医学、歯学、会計の7分野を共通の対象としている。オーストラリアの資格が事実上のモデルとして提示されている。ただ、オーストラリアとニュージーランド主導のため、ASEAN側のオーナーシップが弱いとされる⁵⁸。

⁵⁷ 木戸、2013a; 2013b

⁵⁸ Dang, Que Anh(2011) ASEAN Regional Qualifications Framework: Current Architecture and Challenges.

東南アジア諸国の国家資格枠組みの整備状況は以下のように整理できる。

策定済み	策定中	未策定
マレーシア:高等教育・職業教育	ブルネイ、ラオス	ミャンマー、ベトナム、東チモール
シンガポール:職業教育のみ		
タイ:高等教育のみ		
フィリピン		
インドネシア		
カンボジア		

TVET 質保証枠組みに関しては、東南アジア地域としてのものはまだ策定されていない。加盟国間での透明性と一貫性を高めるため、共通の TVET 質保証枠組み構築を目標としている。なお、この新たな枠組みには韓国も含めるとしている。

なお、2007 年開催された東アジア首脳会議(East Asia Summit: EAS)において国際教育協力を強化することに賛成し、TVET の強化や TVET の地域ネットワーク強化も含まれている。2010 年の EAS 教育高級実務者会合において承認された教育の優先 13 プロジェクトの中で、「職業教育事業者ネットワーク(East Asia TVET Provider Network)」構築は 3 番目の優先順位を与えられた。その後、2012 年、EAS 教育大臣会合において、オーストラリアと韓国がこのネットワーク設立のために資金を提供することを発表し、2013 年 12 月にソウルで開催された設立会合において承認されたようである。これもオーストラリア主導であった。

アジア・太平洋地域では、いち早く資格枠組みを構築したオーストラリアの活躍が目立つ。オーストラリアのモデルの海外輸出という側面も垣間見える。オーストラリアはボローニャ・プロセスにも深く関与しており、ヨーロッパとアジア・太平洋地域の橋渡しの役割を果たしている。

1.7.3 タイの美容業界の実態及び美容教育とその質保証

1. タイの資格枠組み

タイの資格枠組みは、National Qualifications Framework (NQF) 及び Professional Qualifications Framework (PQF) の 2 種がある。2011 年には、教育省の下、Thailand Professional Qualification Institute (TPQI) が、内閣承認を受け設立されている。TPQI の主な目的は、タイにおける専門(職業・貿易)資格を規制し、能力(competency)に基づく標準化を行い、その水準を上げることにある。また、専門(職業・貿易)資格の質保証制度を、透明なアクレディテーション過程により行い、2015 年のアセアン経済共同体(ASEAN Economic Community)の成立に向けタイの専門・職業・貿易に関わる労働者の競争力を高めるとしている。TPQI は首相府大臣が監督する形であるが、実際あまり動いていない模様である。2012 年度における対象の分野は、石油化学・石油、ICT、タイ料理シェフ、ロジスティックス、病院・健康サービス、建設、宝石・服とファッション、スパ・美容セラピーである。

一般的に、海外の資格(医師、弁護士など)を持っていても、国内の資格にパスしない限り使えない。労働省が定めた技能制度でレベル 1 から3まであり、レベルが賃金に反映されることになっている。ブルーカラーワーカーの技能の公的証明書としての意味があり、機械工、電気・電子工、産業工業、建設工などが対象となっている。美容に近いものとして、サービス技能者(タイ式マッサージ師、西洋式スパセラピスト)がある。マッサージ師はワット・ポーという寺院が発行している。医療ツーリズムと教育ツーリズムに政府が力を入れている。

なお、タイの職業教育訓練に関しては、教育省は専門学校監督により修了証を保証し、労働省は短期間訓練という管轄の違いがある。

2. 美容業界と美容教育

バンコク美容師についての希少な調査である水上(2007)⁵⁹によれば、美容師の公的免許や職業組合が未発達な多くの発展途上国同様、タイの美容師は無免許、無登録で開業、営業が可能であり、参入が容易な職業であるとしている。簡単な職業訓練により技術を取得すれば営業できるため、義務教育(中学校まで)を修了して農村から流入した女性が大半を占めている。美容師に公的制度・資格がないため、美容師を都市インフォーマルセクターの中の生活サービス部門に位置付けている。タイでは、このような美容師が営業する小規模零細美容室が多くある一方、近年日本を含む外国資本による直営店や高級・大型美容室も増加し、規模が二極化していると指摘されている。

美容師になるには、主に美容室の見習、公的な職業訓練校、私立の美容師専門学校という3つの方法がある。見習いは当初の劣悪な労働環境を耐える必要があるが、職業訓練校では

⁵⁹ 水上祐二(2007)「バンコク美容師の就業とライフコースの分析」横浜国際社会科学研究所 12 巻 1 号

比較的低い授業料で1-2年をかけ技能を習得し、修了書を得ることができる。私立の専門学校は、学費は高いが、半年間で高いレベルの技術を習得でき、課程修了後、技能認定証明書や修了証明書を得る。

現地の日本人美容師は、資格や登録も必要ない市場でありながら、市場原理は有効に機能しており、技術に応じて給与も高くなる。キャリアパスは特にはっきりしておらず、20万円学費を投資して半年の勉強をしたり、2-3年の経験で開業する者もいれば、15年間シャンプーのみをする者もいる。恐らく、向上心のレベル、上昇志向のレベルで、個人差が出てくると思われる。美容師の特色として、資格の有無よりも、技術の有無、技能の確かさが本質的に重要なものであり、資格がないからといって、タイの美容師市場に欠陥があるわけではない。むしろ、資格がないところで、技術のレベルという基準で美容師は判断されるため、判断基準が明快である。形式と実質の乖離という日本の問題がタイにはないといえる。

逆に、免許があるからといって、腕が確かである保証はない。日本の美容師資格は利用し資格とともに、戦後にできたものが改正されずにきており、衛生面や技術面の基準において、実態に追いついていない面がある。

タイでは美容師の資格制度がないため、労働ビザさえ取得できれば美容室を開業できる。美容師学校の監督は教育省が行う。監督を受ける学校が出す修了証が事実上の質保証となっている。日本貿易振興機構(ジェトロ)バンコク事務所(2011)は、ヘアサロン業界の問題として、美容師に国家資格がないことであり、資格・基準の設定が必要としているが、政府関係者、美容師学校などにおけるヒアリングによれば、特に不都合も問題も認識していないようである⁶⁰。規制のない理由として、規則、就業規則などの成文化されたものに対する嫌悪という国民性、気質があるとの指摘がある。労働省としては、将来もし必要と判断すれば、美容師資格を模索し、欧米や日本の調査を行う予定にしている。

日本の中央職業能力開発協会(JAVADA)は、ASEAN統合に向けた人材養成協力事業によるカンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナムのCLMV諸国向け研修を行っている。タイとラオスは言語がほぼ共通のため、タイの美容教育の通用性がある。

⁶⁰ 日本貿易振興機構(ジェトロ)バンコク事務所(2011)タイにおけるサービス産業基礎調査。矢島洋一(2013)「タイの日本食レストラン事情並びに食品事情について 2013年版」ジェトロバンコク事務所などより。

1.7.4 まとめ

1. アジア版美容師キャリア・フレームワーク制度構築の要件

本事業が主眼とする共通の美容教育フレームワーク構築は、関連する条約や国際的ガイドライン、その他の国際標準と整合性を持つ必要がある。上述の条約やガイドラインは相互認証を謳っているが、この精神に基づけば、標準を作るのではなく、相互に認証、認定し合う仕組み作りに主眼を置くことが必要となってくる。従って、各国の多様性を維持しつつ相互認証を可能にし、促進するための仕組み、枠組み作りという方向性が維持されるべきであろう。具体的には、各レベルをある程度共通化し、レベルごとに知識、スキル、態度、汎用的能力の明確化・可視化をすることが要求される。

本事業が進める学習ユニットの発想は上記の国際標準の趣旨を満たすものと考えられる。ただ、美容師資格が存在しないタイの場合、カリキュラムを持つ専門学校には適用できるが、見習いや職業学校では、しっくりこない。美容師は資格や学歴ではなく、手に持つ技術、技能がすべてであることから、学習ユニットに基づく知識、スキルなどの可視化が、資格や免許制度の有無にかかわらず広く適用できるのではないか。タイにおいては、職業資格・キャリア・フレームワーク：美容分野で必要とされる能力を段階的に可視化し評価可能にし（複数段階の評価基準を整備）、学位や証明書など学校教育の資格との対応関係を明確にするような評価制度はないことから、本事業の成果物の1つである学習ユニットは適用可能性を秘めている。

ヨーロッパのボローニャ・プロセスとコペンハーゲン・プロセス、オーストラリアの国内とアジアにおける活発な資格枠組みの取組みが事実上の国際標準を設定していると言え、国内の資格枠組みをまだ持たない日本にとって、オーストラリアのアジアでの主導権には十分注意を払う必要がある。

なお、ユネスコ「アジア太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する地域条約」には日本は未加盟であるが、特にネックとは言えない。これはあくまでも努力目標であり、実際には大きな問題は生じないとみられる。

2. 今後の展開

日本のやり方を普及させ、啓蒙する活動は必要であろう。タイで日本の美容術、美容師カリキュラムを普及させようとするれば、前述の JAVADA の取組みのような ODA 経由で技術移転という形で進めることが高い可能性を秘める。美容師候補は社会の底辺に多くいるため、資金提供による技術移転は人気を呼ぶのではないかと考えられる。一方で、質の高さがネックとなることも念頭に入れる必要であり、「現地化」の必要性がある。まず相互に違いを認識する必要があり、文科省や JICA の支援による地域セミナー・シンポジウムを開催する必要がある。